

当院で発行している院外処方箋は

「一般名処方」で記載しています

「一般名」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発品でもジェネリック医薬品でも、保険薬局薬剤師と相談して選ぶことができます。

医薬品の供給状況により、入手困難な銘柄がありますが、これを「一般名処方」とすることで、それぞれの保険薬局で入手可能な銘柄での調剤が可能となります。

ご不明な点や分からないことがありましたら、ご相談ください！

処 方 せ ん											
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担者番号				保険者番号							
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号							
患 者	氏 名		保険医療機関の所在地及び名称								
	生年月日		電 話 番 号								
	男・女		保 険 医 氏 名								
区 分	被保険者		被扶養者		都道府県番号		点検表番号		医療機関コード		
	交付年月日		平成 年 月 日		処方せんの使用期間		平成 年 月 日		用い済みの場合を除き、交付の日を含めて1年以内の保険薬局に有効とする。		
処 方	変更不可		領への処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更により支えがあると判断した場合に、 「変更不可」欄に「○」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。								
	保険医署名		「変更不可」欄に「○」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。								
調 剤 日	調剤年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号						
	保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号								

備考 1. 「処方」欄には、表名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この欄には、日本工業規格 JIS 西字字体を使用すること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する事務の議定に定める旨（昭和54年厚生省令第4号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。